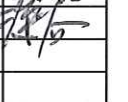


富士会		社会福祉法人 富士会		分類番号	富士会Y-8-(1)									
名 称	規程	細則	要領書 	制定年月日		承認 (理事長)	確認 (施設長)	作成						
	身体拘束適正化指針			起案部署	ISO 事務局									
				配布部署										
1・当法人における身体拘束適正化に関する考え方 (1) 身体拘束の原則禁止 当法人において、身体拘束及びその他の行動制限は原則として一切禁止とする。 (2) やむを得ず身体拘束を行う場合 ご利用者本人又は他のご利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は抑制・拘束・虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合であって、下記3項目の要件全てを満たした場合のみ、本人又はご家族(保証人)「以下、ご家族等とする」への説明・同意を得て行うものとする。 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除する。 <table border="1" data-bbox="239 862 1388 996"> <tr> <td>切迫性</td> <td>利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</td> </tr> <tr> <td>一時性</td> <td>身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</td> </tr> </table> (3) 日常のケアにおける留意事項 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。 ① ご利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。 ② 言葉や応対等でご利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。 ③ ご利用者の思いをくみとり、ご利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行う。 ④ ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。 ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、抑制・拘束・虐待防止委員会において検討をする。 ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。 2 身体拘束適正化に向けた体制 身体拘束適正化に努める観点から、「拘束・抑制・虐待防止委員会(以下委員会)」を組成する。 委員会は、年に4回定期開催し、その他必要な都度委員長が招集する。 (1) 委員会の構成員 統括施設長/統括部長/統括副施設長/統括次長/事務長/特養相談員/特養看護職員/特養介護職員/管理栄養士/ケアハウス担当者/小規模特養担当者/有料老人ホーム担当者/ショートステイ担当者/デイサービス担当者/居宅介護支援事業担当者/ホームヘルパー担当者。その他必要に応じ、第三者や専門家にも参画いただく。 (2) 委員会活動において、身体拘束適正化に対する内容は以下を中心に協議する。 ① 身体拘束廃止及び適正化に向けた指針の整備、現状把握及び改善活動に関すること。 ② 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続きに関すること。 ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。 ④ 身体拘束廃止に関する職員全てへの指導									切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと													
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと													
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること													
制定・改廃権者	公布権者	立案者	改訂年月日	記 事				承認						
			2021.4.1	分類番号変更/序文の削除										

富士会	社会福祉法人 富士会	分類番号	富士会Y-8-(1)
3 虐待防止のための職員研修 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発し、この指針に基づく虐待の防止の徹底を図るため、以下の通り行い、記録に残す。 ① 職員会議において、全体研修を年1回行う。 ② 各事業が毎月行うKYT研修において、抑制・拘束・虐待KYTシートを使用した研修を年2回行う。 ③ 新入職員研修において説明、KYTシートを利用し確認テストを行う。 4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応 ご利用者本人又は他のご利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。なお、これらの記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際には提示できるようにする。 (1)カンファレンスの実施 ① 緊急やむを得ない状況になった場合、抑制・拘束・虐待防止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束によるご利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。 ② 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討しご利用者本人・ご家族等に対する説明書を作成する。 ③ 廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。 (2)ご利用者本人・ご家族等に対する説明 ① 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。 ② 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合は、ご利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。 (3)身体拘束施行中の対応 ① 介護保険ソフトを用いてその様子・心身の状況などを記録する。 ② 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。 ③ 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、ご家族等に報告する。 5 不適切な身体拘束が発生した場合の相談・報告体制 (1)施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない下記のような身体拘束を発見した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行う。 <介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為> ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。 ・転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。 ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイレール)囲む。 ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。 ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 ・立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 (2)当該報告をうけた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。 (3)身体拘束の事実が発覚した場合は速やかにご利用者及び家族等への謝罪を行い、市町村へ報告を行う。			

富士会	社会福祉法人 富士会	分類番号	富士会Y-8-(1)
6 当該指針の閲覧 当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示する。 7 その他虐待の防止の推進 3に定める研修の他、関係機関等により提供される身体拘束に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。			